

相談してください。

**加入の届け出が遅れると…**

会社などを退職したときから国保に加入の届け出をするまでにかかった医療費は、全額自己負担になる場合があります。

保険税は被保険者になった時点（会社などを退職した日の翌日）まで遡って納めることとなります。

**■問合せ先**

住民生活課  
生活環境グループ 国保医療係  
TEL・防2・1614

**重度身体障害者に  
ハイヤーチケットを  
交付します**

町では公共の交通機関を利用することが困難な重度身体障害者を対象に、美深ハイヤーの基本料金36回分のチケットを交付しています。

**●対象者**

身体障害者手帳の交付を受けていて次のいずれかに該当する方。

- ① 障害の程度が1級または2級の下肢障害者（児）および体幹機能障害者（児）
- ② 障害の程度が1級または

2級の視覚障害者（児）で常時介添え者が必要とする障害の程度が3級の下肢障害者（児）、体幹機能障害者（児）および視覚障害者（児）で、特に必要と認められる方

**●申請時期**

役場保健センター窓口で随時、受け付けています。

**●有効期間**

チケットの有効期間は4月1日（4月1日以降に交付を受けた場合は交付日）から翌年3月31日まで

**●持参するもの**

印鑑  
■申請・問合せ先

保健福祉課  
保健福祉グループ福祉係  
TEL・防2・1683

**狂犬病予防注射を  
実施します**

4月18日から20日にかけて、狂犬病予防注射を行います。

飼っている犬の登録が済みでない方は、役場で犬の登録と予防注射についての確認をお願いします。

なお、登録済みの飼い主の方には予防注射の日程などをハガキでご連絡して

ますので、詳しくはそちらをご覧ください。

**●持参するもの**

・「令和6年度狂犬病予防注射の日程」通知ハガキ  
・予防注射料など3千240円（お釣りのないようご協力ください）

**■問合せ先**

住民生活課  
生活環境グループ 環境生活係  
TEL 2・1615  
防 2・1614



**ごみの不法投棄や  
焼却はやめましょう**

ごみ（廃棄物）は法律などの定める方法により、適切に処理しましょう。

また、自分の土地だからといって、むやみにごみを捨てたり焼却すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。

**■問合せ先**

住民生活課  
生活環境グループ 環境生活係  
TEL 2・1615  
防 2・1614

**児童扶養手当など  
各種手当のお知らせ**

保健福祉課 保健福祉グループ福祉係  
TEL・防2・1683

児童扶養手当などの各種手当について、昨年の支給額改定から下記の通り変更となりましたのでお知らせします。

手当の名称	支給額
児童扶養手当 (全部支給)	45,500円
児童扶養手当 (一部支給)	45,490~10,740円
特別児童扶養手当(1級)	55,350円
特別児童扶養手当(2級)	36,860円
特別障害者手当	28,840円
障害児福祉手当	15,690円
経過的福祉手当	15,690円

**土地・家屋価格などの  
縦覧ができます**

住民生活課 税務グループ 税務係  
TEL 2・1612 防 2・1614

令和6年度の固定資産税の基礎となる評価額などが記載されている土地・家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧することができます。



**縦覧期間** 4月1日(月)~6月28日(金)

**縦覧時間** 9:00~17:00

**縦覧場所** 住民生活課税務グループ窓口

**審査の申出**

土地・家屋価格等縦覧帳簿に登録された価格について不服がある場合は、公示日から納税通知書を受け取った後3カ月までの間に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出をすることができます。